

“ハラスメント”

しない！させない！許さない！

公益財団法人全日本剣道連盟



〇まえがき

近年、スポーツ指導現場においてはハラスメントの相談が増加傾向にあり、全日本剣道連盟（全剣連）が加盟している日本スポーツ協会に寄せられた件数は2023年度、過去最多となりました。剣道界においても、少なくない数の苦情や訴えが寄せられています。

しかし、日本の伝統文化である剣道修練の場においてこそ指導者は自らの立場に謙虚であるべきで、稽古に名を借りて暴力をふるう行為は絶対に許されません。そこで、剣道界におけるハラスメントの防止と一掃に向け、指導者をはじめとする関係者にさらに注意を喚起するためこのリーフレットを作成しました。

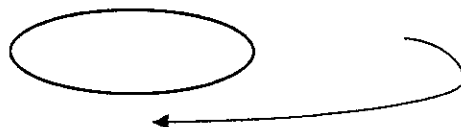
〇全剣連における取組

全剣連では倫理規程および倫理に関するガイドラインを制定し、ハラスメント行為を禁止するとともに社会的な信頼の確保に努めています。そして、倫理規程やガイドラインに違反する行為に対しては、綱紀規則により会員資格の除名・停止や称号段位の返上・剥奪などの処分を行っています。

〇ハラスメントとは

剣道において一掃すべきハラスメントとは、暴力、暴言、パワハラ、セクハラなど安全・安心に稽古に取り組む環境を悪化させたり、剣道を通じた心身の健全な発達を阻害したりする行為です。これは、剣道の指導者と指導を受ける者の関係だけではなく、剣道に係わる誰でも他者との関係の中で起こりえる問題です。

特に、剣道において指導者が暴力的な指導を行い、教え子を自死に至らしめた事案や熱中症により命が失われた事件がありました。このように行き過ぎた指導や不適切な指導は、絶対に剣道界から撲滅せねばなりません。



この辺に剣道している子供のイラストを入れる。以下、同様に適宜イラストや写真を挿入する。

○ハラスメントの内容

主なハラスメントを整理して説明するため、ここでは日本スポーツ協会に準じて悪しき行為を次のように分類し、剣道修錬におけるそれぞれの概要と許されない事例を紹介します。

① 暴力

暴力とは、肉体的・精神的に傷つけるような不当な力を他者の身体に対して及ぼすことです。剣道指導要領においては、「鍛錬と称して、いたずらに過度の身体的な負担を強いたり、無謀な体当たりや組み討ちなどがあってはならない」とされ、『「迎え突き」は敵に慎まなければならない』と明記されています。

＊例えば；

「指導者が、指導を受ける者の顔を手で叩いたり、剣道具の無い部位を竹刀で叩いたりした」
「稽古中に相手の頭を過剰に強く打ったり、悪意のある体当たりをして転倒させたりした」



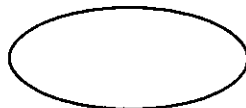
② 暴言

暴言とは、他人を傷つける言葉や乱暴な言葉のことです。たとえ師弟関係にあっても、暴言は人格否定につながり相手を傷つける行為であり、直接手をあげるような行為でなければ許されるというわけではありません。

＊例えば；

「指導者が『のろま、ぶっ殺す』など侮辱的な暴言を吐き、指導を受ける者が『夜眠れない』などの体調不良を訴えた」

「道場生が失敗をした際に道場の先生が大声で、『下手くそ、おまえに剣道は向いてない、やめちまえ』と罵倒した」



③ パワー・ハラスメント(パワハラ)

剣道の指導におけるパワハラ要件として、「指導者が立場の優位性を利用し、適正な範囲を超えた指導を行い、相手に著しい精神的苦痛を与えて稽古環境を悪化させること」が挙げられます。また、合理的な理由なく身体的能力を超えた過度な稽古をさせること、正当な理由なく稽古から排除すること、などの行為もパワハラに該当します。

＊例えば；

「稽古中に気分が悪くなり面を外したいと指導者に訴えたが認められず、逆に『たるんでいる』と長時間掛かり稽古をさせられ失神しかけた」

「指導者が感情的になり発声のやり直しを 30 分もさせられ、以降、他の子供達との稽古に参加させてもらえず最後まで一人で素振りをさせられた」



④ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、他

セクハラとは、性的な行為や言葉によって相手に不快感を与えることです。指導者と指導を受ける者という立場を離れて身勝手な感情に基づいて行われたり、指導者が立場の違いを利用して行ったりするケースが見られます。なお、その行為がセクハラか否かは基本的に受け手側の判断によります。

また、その他のハラスメントとして、差別的指導やプライバシーの侵害などにも注意が必要です。

＊例えば；

「宿泊先で引率者が異性の選手達を部屋に呼びつけ、うち一人を転倒させてその上に倒れこんだ」

「教え子が断りづらい状況を作り出して床に座らせ、指導やストレッチと称して腰やお尻などに必要以上の接触を行った」

「無断で稽古風景を撮影され、望まないのに個人が特定できる形で Facebook や Instagram に投稿して拡散された」



○ハラスメントへの対策

ハラスメント行為が発生した場合には、全剣連は既述のとおり厳正な対処を行ってまいります。しかし、それ以上に大事なことは、ハラスメントを未然に防止することです。

剣道においては、厳しい稽古によってこそ上達できるという考えがあり、試合に勝つことは大きな目標となりますが、指導者としてはその目的が「剣道の理念」における人間形成の道にかなっているかを常に省みてください。

そして、訴えることを我慢しがちな子供達に大きな苦痛を強いているかもしれないことにも注意が必要です。剣道の指導などにおいて、不適切な行為が発生する要素としては次の3点が挙げられています；

- ・動機＝偏った勝利至上主義におちいつたり、指導者には権威があるという意識が過剰になっている
- ・機会＝第三者の目が届かぬ関係者だけの閉鎖的な状況である
- ・正当化＝教え子や選手のために良かれと思って取り組めば問題ないと考えている

これらの3つの要素が重なることがないように日頃からチェックを行い、指導者や保護者など関係者が一体となって剣道界におけるハラスメントを防ぎましょう。



○あとかき

剣道は、試合あるいは勝つことが最終目的ではありません。伝統的に、師匠が弟子とともに『行ずる』ことにより技術とその精神を教えること(師弟同行)が指導法の真髄とされてきました。指導者は、指導を受ける者の技能の向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすことを自覚し、コミュニケーションを大切にしながら指導に当たられますよう宜しくお願い致します。

【剣道の理念】

「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」

【剣道指導の在り方】

剣道の指導は、「剣道の理念」と「剣道修練の心構え」を前提として、
「剣道指導の心構え」に基づいてなされなければならない。



○ご相談の窓口

□全日本剣道連盟

- ・公益財団法人全日本剣道連盟(全日本剣道連盟相談・苦情窓口)
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段ビル 2 階
- ・HP <https://www.kendo.or.jp/information/20200312/>
- ・相談方法 メール、ファックス、書面
- ・相談窓口(FAX) 03-3234-6007
- ・相談窓口(メール) kujosodan@kendo.or.jp
- ・利用対象者 剣道・杖道・居合道の指導者等からハラスメントを受けた方

□都道府県剣道連盟

- ・各都道府県剣道連盟にもご相談ください。



2025 年〇月 公益財団法人全日本剣道連盟
【2025/3/11 版】